

社会保障・税番号大綱（抄）

（政府・与党社会保障改革検討本部）

（平成23年6月30日）

第3 法整備

VI 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置

12. 情報保護評価の実施

- （1）「番号」に係る個人情報の適正な取扱いを担保するため、「番号」に係る個人情報の保護に関する事前評価（以下「情報保護評価」という。）を実施し、情報システムの構築又は改修が「番号」に係る個人情報へ及ぼす影響を評価し、その保護のための措置を講じることとする。
- （2）行政機関及び関係機関は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムを開発又は改修する前に、情報保護評価を行政機関又は関係機関内で実施した上で、その結果をX Iで後述する内閣総理大臣の下に置く、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会に報告し、その承認を受けるものとする。
- （3）X Iの委員会は、行政機関及び関係機関（義務付け対象者）向けガイドライン、並びに地方公共団体及び法令に基づき「番号」を取り扱える事業者（非義務付け対象者）向けガイドラインを作成するものとし、情報保護評価の実施についての助言を行うことができることとする。ガイドラインには、情報保護評価を実施しなければならない情報システムについての基準や、情報保護評価の実施方法、実施手順等を記載することとする。
- （4）番号制度開始と同時に運用に供される情報連携基盤等のシステムについては、X Iの委員会が設立される前に開発が行われることが想定される。そのため、個人情報保護ワーキンググループの下に情報保護評価サブワーキンググループを設置し、情報保護評価サブワーキンググループにてガイドラインを作成し、情報保護評価の実施についての助言等を行うこととする。

（以下略）